

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	大町町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.omachi.saga.jp/kurashi/jyouhou.html

執行機関名 大町町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	大町町身体障害者等訪問入浴サービス事業に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大町町個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第20号)別表第1第6項大町町身体障害者用訪問入浴サービス事業に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第77条第3項	大町町身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱
⑥事務の趣旨又は目的	第77条第3項 市町村は、第1項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者に月低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。	第1条 在宅の重度身体障害者又は障害児(以下「身体障害者」という。)に対して訪問による入浴サービス(以下「訪問入浴サービス」という。)を行うことにより、身体障害者等の身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図り、その福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大町町身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱